

環境省

特管産廃で電マニ義務化

中環審専門委で方向性

環境省は、一部の特別管理産業廃棄物について、電子マネーフェストの利用を義務化する考えだ。複数の関係筋による

取材で分かった。今月15日に開かれる廃棄物処理法見直しを議論する中央環境審議会循環型社会部の廃棄物処理制度専門

委員会では論点を示すものと見られる。電マニ利用の一部義務化については、「廃棄物処理システムの透明性確保に資す

る」などとして、今年9月に開かれた第5回専門委で論点が出されているが、今回、その対象が一

部の特管に絞られる。中でも「廃水銀等及びその処理物」は、今年4月に施行された廃掃法政省令改正により、特管物として指定され、収集運搬基準が示されている。

電マニ利用の義務化を一部の特管産廃に絞る理由について同省は、「人の健康被害への大きさと、厳格な管理が求められる」ことを基本的な考え方としている。特管廃棄物は廃掃法で、「爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物」との規定があり、必要な処理基準により通常の廃棄物よりも厳しい規制が行われている。

また、同じく特管物のPCB関連では、「期限内の確実かつ迅速な処理完了」を目的としてポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正法が8月に施行。いずれも近年、取り組みが加速している。